



国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方、マル福・マル特受給者証をお持ちの方へ

第三者行為によるけがの治療を受ける場合は、まずは役場へご連絡ください！

交通事故などの第三者行為によってかかった医療費は、被害者に過失がない限り“加害者が負担することが原則”です。けがの治療に保険証やマル福・マル特受給者証を使用する場合は、保険者等への届け出が義務付けられています。

【問い合わせ】保険課医療保険担当(☎282-1711)▽国民健康保険のこと…(内線1131～1133)▽後期高齢者医療保険、マル福・マル特に関すること…(内線1134・1135)



病院に行く前に、必ずご連絡ください！

交通事故などの第三者行為によってけがや病気をしたときでも、届け出をすれば、保険証やマル福・マル特受給者証を使って治療を受けられる場合があります。この場合の医療費は、加害者が負担することが原則なので、健康保険や村が一時的に立て替えた後、加害者に請求します。届け出に必要な書類等をご案内しますので、医療機関を受診する前に、必ず保険課へご連絡ください。

届け出をしないと…

届け出がなかったり、遅れたりしてしまうと、健康保険や村は、加害者から医療費を回収することができません。健康保険や村が負担する医療費は、皆さんが納付している保険料や税金から支払われています。そのため、医療費の負担が増え続けると、制度の維持のために、保険料(税)の引き上げ等につながってしまう可能性があります。



こんなときは
保険証やマル福・マル特受給者証が使えません！

- ▼届け出の前に示談を済ませてしまった
- ▼飲酒運転等、治療を受ける本人の不法行為による事故
- ▼けんかによるけが
- ▼職場や学校での事故(通勤・通学を含む) ※労災保険や災害共済が対象となります。

